○会長 皆さん、こんにちは。大変暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。皆さん、上着を着ていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、私もちょっと脱がせていただきますし、ネクタイをとってもいいんじゃないかなという感じですけれども。それでは、第3回補助金適正化審査会を始めさせていただきたいと思います。

事前に皆様のもとに資料が送付されているものもございます。それから、本日も追加で 資料が配付されておりますので、事務局の方からこの点ご確認をお願いします。

- ○財政課長 事前送付資料、当日配布資料の確認、前回議事録について説明
- ○会長 ありがとうございます。

それでは、次第の2番目の、第2回審査会議事録の確認についてですが、既に皆様のもとに送付されておりまして、今のご説明でもありましたように、委員から、ご修正の提案がなされております。

これに関連してなんですが、話し言葉、書き言葉ということがありましたけれども、基本的には当然、ここでお話しされていることを記録にとっていただきまして、それを起こしていただくんですけれども、言葉の語尾の部分であるとか、そういったものについて、発言の趣旨をもちろん変えない程度で、あらかじめご修正はこれから少ししていただいても構わないのかなと思っておりますので、その点、もしご了解いただければ、次回からは、ある程度そうした、話し言葉風で、かえってそれだと理解しにくいという部分については、あらかじめ少し修正していただくということをしたいと思います。もちろん、その後各委員にこのように配付して、ご確認いただくという手続はとることになります。これは委員からの修正のご提案ということですが、これを含めまして、前回の議事録につきまして、何かございますでしょうか。

(なし)

○会長特になければ、それで確定させていただくということで、よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事の方に入ってまいりたいと思いますが、最初に、この個人の補助金の審査ということで、前回からの続きですね。きょうは個-13というところから始まることになると思いますが、前回同様に事務局の方からご説明をいただきまして、皆様の方からのご質疑それからご意見というふうに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○財政課長 それでは、こちらの方から順にご説明させていただきます。

- ○事務局 個-13の木造賃貸住宅等建替え促進事業助成金の説明
- ○会長 ありがとうございます。この件につきまして、ご質疑、ご意見をお願いします。 確認ですが、事務事業評価表につきましては、利子補給の部分は含まれていないんでしょうか。別々の事業になっているんですか。
- ○事務局 利子補給は、この評価表の中には入っておりません。
- ○会長 それは別に事務事業評価表がつくられているんでしょうか。ここにはないんです けど。
- ○事務局 この事務事業評価は天沼三丁目地区の事務事業評価になっていますので、天 沼三丁目地区では利子補給はしてございません。2跡地、そっち側では入っています。
- ○会長 いや、利子補給に関しては事務事業評価はしていないということですか。
- ○事務局 2跡地の方は別個しておりますが、ちょっと今回漏らしておりますので、またご準備してご提出します。
- ○会長 そうですか。いかがでしょうか。どうぞ。
- ○委員 予算額が17年度は下がっていますけれど、15年度、16年度は、決算額が予算額に対して半分強と低調なのにもかかわらず予算増ということなんですけれど、これは何か理由があるんですか。
- ○事務局 天沼三丁目地区につきまして、密集事業を平成7年度から導入してございますが、10年目を迎えるということで、事業評価を受けることになっていまして、調査の委託等をしたり、それが15年度です。16年度は、さらにその事業延伸のための手続を整備計画等予定しておりましたので、予算が多くなっているということです。

また、補助金だけでいきますと、ほぼ横ばいでございます。

- ○会長 補助金の予算については減らしているということですね。
- ○事務局 天沼三丁目では、先ほどございましたように、一つは利子補給はやってございませんし建替え促進も、先ほど14年度実績が1件ございますが、15、16年度は、ございませんので、ほぼ横ばいということです。
- ○事務局 若干補足させていただきますと、16年度の決算額に比べまして、17年度の予算額がまだ多いというご指摘かと思いますが、それにつきましては、ちょっと下の方にも記載がありましたが、建替え助成の実績がないんですが、予算上は助成申請が出てきた場合のために、一応、約800万円ほど、予算措置はしております。

- ○会長 よろしいですか。
- ○委員 事業要綱を見ていないので、ちょっとよくわからないんですが、これ、1件当たり幾らぐらいの、国も含めて、補助があるんですか。その実績があったのが平成14年度ですか。
- ○事務局 14年のときには、共同建替えというより個別の建替えでございまして、規模 も余り大きくなく、補助金としては300万円弱だったと思います。
- ○委員 そうすると、要するに300万円弱で、区が考えていらっしゃる1戸当たりの面積35 平米以上ですか。天沼三丁目というと駅から近いということで、ワンルームマンションが多いということですけれど、それを優良な住環境ということである程度の床面積を確保したものに導入していこうというための補助金として動機づけになる金額なのかなという気がするんですけれど。
- ○会長 そうですね。つまり、この補助金の仕組み自体が、現実にワンルームタイプのものができてしまっているわけですね。個別に建てかえるとワンルームタイプのものぐらいしかなかなかつくれないような地域だということですよね。この程度の補助金で共同で建てかえて、ファミリータイプがつくれるぐらいの規模の住宅を建てられるかというと、なかなか難しいんじゃないかということだと思うんですけれども。そこら辺は。
- ○委員 要するに補助金としての有効性の問題があると思うのですけれども、それがない ので建替え実績がないのかなという気もするので、補助金の目的が達成できるのかなと。
- ○事務局 もう一つは、大まかでございますが、補助金の額は工事費のおおむね1割ということです。建物の形状ですとか規模等よって異なりますが、助成金額は工事費のおおむね1割ということで、それと市場原理みたいなところの兼ね合いもあろうかと思っております。
- ○委員 先ほどから出ているお話とも関連するんですけれども、ワンルームタイプが多くて、ファミリータイプのものがなくて事業につながらないということなんですけれども、それはここの事務事業評価を見てみると、先ほどお話があったように、市場原理でそうならざるを得ないということなんでしょうけれども。ただ、この政策の目的というのは、まず、どこに置いているかというのがちょっとはっきりしないというか、木造賃貸住宅の建替え促進ということであると、一つはやはり耐火性を高めるということが大きな目的になるんではないかなというふうに思ったんですね。もう一つは、やはり優良住宅をつくるということで、床面積を一定以上大きくしたいということがあると思うんですが、市場原理

等を考えると、床面積を確保するのが難しい。そうすると、耐火性をもし重視するなら、 融資基準を若干緩めて実績をつくっていくというのも、一つの考え方ではないかなという ふうに思ったんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○事務局 都市計画で防火地域と準防火地域とございますが、そのちょうど中間のところを都が制度を設けまして、いわゆる新たな防火地域、防火規制区域と言われておりますが、この地区には、その規制区域を平成16年度にかけております。原則、準耐火建築物以上にしなくちゃいけないという基準です。準防火地域ですと、木造の防火構造が一定程度建てられるんですけれども、この準防火になりますと、原則、準耐火建築物以上にしなくちゃいけないというのが一つ。共同住宅の場合は、建築基準法で3階建てになりますと耐火建築物、いわゆる用途上の制限で耐火建築物を要求されますので、2階、融資が基本的に3階以上の建物ですので、どちらにしても耐火建築物にはなっていくというふうに判断してございます。

○政策経営部長 この事業は、端的に言えば、防災性を向上させることが目的でした。災害危険度などを、東京都で公表してきたということもあるんですけれども、その中で、杉並の場合、災害危険度の非常に高いところが何カ所かありまして、そのうちの一つとして、ここは道路の整備状況、それから木造賃貸住宅が密集しているということで、防災機能の向上を図るというためにどういう手法が必要なのか、国のメニューとして出されてきた木造密集地域整備促進事業を活用して、住民参加をしながらまちづくり計画をまとめたという経緯がございます。

しかし、10年たって、なかなか建替え実績が上がらない状況でした。また、事業継続の ための評価判定を行う東京都の委員会の評価が予定されておりましたが、昨年、この地域 の中にある、西武ゴルフが所有していた池畔亭と言っていますけど、それを取得しまして、 防災性を高めるために整備をして公園にしていくということを計画した結果、事業の継続 ということが評価判定の中では打ち出されてきたところです。

いろんな経過がありまして、確かに実績はないという状況ですが、防災性を高めるため には何らかの手は必要だろうということで、この間ずっと、いろいろ努力をしてきた。そ の結果として、今日に至っているという状況でございます。

○会長 事務事業評価表の一番下に書いてある地区防災公園用地として土地を取得する予 定であるというのが、今の公園のことなんですね。

○政策経営部長 そうでございますね。

○委員 今、松沼部長さんがおっしゃったとおりの経過をお伺いいたしまして、また、いろいろ皆様から専門的なお話を伺いまして、やはり災害時における延焼や倒壊の被害を少なくするためにも、これは継続していかなければいけないのだろうかなと、私は思っております。

○会長 趣旨として、そのとおりだと思いますが、利用実績が上がらないということがありますので、そこら辺を含めて、よく考えていただかなければいけないところはあるとは 思うんですが。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

- ○会長 ないようでしたら、次の個-14番の方に入らせていただきたいと思います。よろ しくお願いします。
- ○事務局 14番の都市防災不燃化促進助成金について説明。
- ○会長 ありがとうございます。この個-14につきましてはいかがでしょうか。

この環状8号線地区については、平成17年度で終了となり、その後また別の地区が指定されて、続けられるということですね。

それから、この16年度で補助金の決算額が当初予算から比べますと、かなりふえている んですけど、ここら辺はどういう事情だったんでしょうか。

- ○事務局 おおむね6棟を予想して予算計上してございます。1棟当たり350万円ということで予算計上していますが、16年度は10棟、補助を行っていますので、予想よりかなり多くなっております。17年度に終了ということで、背景には駆け込み需要があるのかなと考えております。
- ○政策経営部長 環状8号線というのは、防火地域もかかっておりますし、本当に大きな通りですので、ほうっておいても、不燃化が促進できるんじゃないかというようなご意見はいただいていたんですね。確かにそういうようなご意見は、ある意味ではそのとおりであったかと思うんです。

今回、下の方に「事業を展開していく予定のため」と書いてありますのは、阿佐谷それから高円寺地区で、一般の住宅地域になります。こういう環状線ではないところで、これについてどういう手だてをする必要があるかと、助成が必要なんではないかということも議論していますので、環八につきましては今まで制度を適用してやってきて、17年度で期間終了となるということでございますが、私たちの問題意識としては、その後、そういっ

た、高円寺・阿佐谷で、防災機能を高めるためにどういう手だてが必要かと、そのような 意識を持っております。

- ○会長いかがでしょうか。どうぞ。
- ○委員 これを見て不思議に思ったのは、環八よりもやはり、今おっしゃったこれからや ろうとしている一般住宅の方がはるかに重要だなというふうに思っておりましたので、今 後の展開というのは確かに重要だなと、私は思いました。

もう一つは、大規模なこういうのを、環八以外は今までやられたことがあるのかどうか というのは。例えば、環七とか青梅街道というような主要幹線というのがおありになると 思うんですが、それはどうなっておられるんでしょうか。

- ○事務局 環七が12年度まで、それから、方南通りというところで11年度までなどというように、ほかのところでも過去にはやっております。
- ○会長 こういう地域指定を行うに当たっては、その優先順位をつけるなりなんなり、いろいろな計画があるんではないかと思うんですけど、そこら辺についてはいかがなんでしょうか。
- ○事務局 この不燃化促進事業の目標が10年で不燃化率70%という目標がございますので、その目標に向けて促進を図りたい地区を順次不燃化促進地域に指定して、事業を導入してございます。
- ○政策経営部長 かなり過去の話になってしまうんですけれども、都市防災の不燃化促進事業ができて、その後、ちょっとおくれて、こういう沿道整備だとか、そこにも不燃化促進を適用するということがございまして、その時点で、昭和60年前後からだと思うんですが、どう避難路と避難場所を中心に不燃化促進を進めていくというような、当時、不燃化促進計画をつくったり、そこで優先順位を決めて、あとは国の補助事業でしたので、要綱に適合する場所をチョイスしまして、そこで環七ですとか、今出た方南通り、そしてその次に環八というようなことで検討してまいりました。確かに、その当時から、そういう環状7号線、8号線はいかがなものなんだろうということがありましたけど、ただ先ほどの天沼三丁目の地域に見られるように、一般の住宅地というのは非常に難しかったということと、それから唯一進んだのが、つくば移転・国有跡地を防災公園にして、その周辺を不燃化するというようなところが不燃化促進としてはうまくいったかなというふうに思っているような状況です。ですから、そういう点での優先順位は、ちょっと古い話になりますけど、当時、いろいろ検討したことはあるということでございます。

- ○会長あと、いかがでしょうか。
- ○委員 これ、不燃化率70%という目標だそうですけれど、これはもう、目標を達成して 終わられたということなんですか。
- ○政策経営部長 いえ、正直言って、70%には至っていないと思います。ただ、呼び水と してということがありましたので、補助期間10年ということで、それ以上長くすると呼び 水にはならないということもありますので、期間限定でやっておりました。

70%という目標自体が、当時の建設省でありますけれども、そこが避難の有効性を確保するためには周辺の一定のエリアが70%ほど耐火建築物で占められていれば避難に支障はないというふうな考え方を出していたものですから、70%を目標というふうに掲げましたけど、現実には10年で70%というのは非常に難しい。その後、防火地域等の指定がありますので、徐々にそこに向けて進んでいくだろうというふうに考えております。

- ○会長 大体、この二つの建築助成と仮住居費助成がありますが、大体ワンセットでという形になっているんでしょうか。
- ○事務局 仮住居費の方が少ないと……。
- ○会長 必ずしも、建築助成を受けてもこちらは使っていないということですね。
- ○事務局 はい。大体、7対3ぐらいの割合だと思います。
- ○会長 また、地域を変えてということになりますので、とりあえずこれについてはこのような推移だということですけれども、特によろしいですか。
- ○委員 区の方で地区指定をされた後、この建物は非常に込み合っているからやはり耐火 建築を強化するとか、あるいは、この、例えば共同住宅もあるわけですけれども、それな んかもやはり区の方で、おたくの方は直さなきゃだめだと言うのか、あるいは本人の方か ら、個人で自分たちがやはり進んで直してもらいたいと、そういうのについて補助をいた だきたいという形なのかということなんですが。
- ○政策経営部長 基本的には、建替えのときにご自分が建てかえる、そのときにこういうようなものをつくっていただきたいということで、この計画を適用するときに、住民のご意見を十分に聞いた上での計画なんですけれども、基本的にはその時点で、すべてではないんですけど、用途地域ですとか防火の規制ですとか、あわせてそこの計画をつくるときに一緒にかぶせていくと。そのときの考え方とすると、やはり建替えをされるときに変えてくださいと。いついつまでに強制的にやってほしいとか、やるべきだとか、そういうようなお話はしていないということですね。ですから、あくまでも建替え時のお願いという

か、その時点での規制に従って、耐火建築物をつくっていただきたいという考え方でやっていました。

- ○委員 それは建築許可を得たときに、区とその個人が話し合うということなんですか。 これから建てるからというのが、区の方からじゃわかりませんよね。建築許可の申請の段 階ですか。
- ○政策経営部長 建築の確認申請をします。そこでの条件というのが、当然あります。その時点では、耐火建築物をつくらなくちゃいけないとか規制が変わっていますから、その条件に沿った形で建築していただくということになりますので、そういう意味では、既に条件としては決まっているわけですけども、そこでのやりとりになるということですかね。ただ、内容自体が、自分はやりたくないから、耐火建築物、耐火建築にはしませんよというわけにはいかない場合が出てくるという状況だと思います。

建築する規制が、計画をつくるときにこういう計画でいきます、防災機能を高めます、 と。その場合に、例えば何平米以上は、こういう建物、耐火建築なら耐火建築しなくちゃいけませんという規制をその場で、住民の皆さんとお話をする中で決めます。決めますので、ご自分が建てかえるときには守っていただきますと。

- ○委員 極端に言いますと、規制に対する補助ということですね。
- ○政策経営部長 そうですね。ただ、それが10年という期間が限定されているということ になります。
- ○委員 そうですか。わかりました。
- ○会長 よろしいですか。

では、次、個-15番の方に行きたいと思いますが、お願いします。

- ○事務局 個-15番、街なみ環境整備事業助成金について説明。
- ○会長ということですが、いかがでしょうか。
- ○委員 寄付を受けて、区が角川邸を所有したということですか。それで助成というのは どういう意味なんでしょう。
- ○事務局 この街なみ環境整備事業の国のメニューの中に、助成以外の改修がありまして、それを角川邸の耐震の調査ですとか耐震の補強を進める際に、国費による補助を受けることを目的に、事業延伸を2年間ほど申請しておりまして、国の事業としてそれが認められた場合、今回の接道部緑化とか住宅等修景を、補助事業として2年間合わせて進めるかどうかは別途検討して、どうするかという判断が必要だろうということで、今、結論は

得ていません。

- ○会長 国からの補助金を受けた場合に、こういう接道部緑化などに対する助成金の仕組 みをつくらなければいけないというわけではないわけですか。あるいは、それも含めてや らないと、国からの助成金を受けられないということなんでしょうか。
- ○事務局 そのようなことはないんですけれども、基本的には、区が整備する、補助をも らうだけでなく、民間の建替えのときの助成もあわせてやった方がいいということです。
- ○会長 緑化自体については区としても進める考え方があるということなので、その趣旨に沿ったものとして含まれるとは思うのですが、その一方で、実際の、ここには14年度、15年度、16年度の実績としては余り利用されていないようだなという点を含めて、補助制度を継続するかどうかを、どう考えるかということはあろうかなと思いますが。

いかがでしょうか。どうぞ。

- ○委員 今、会長さんがおっしゃったように、最初、これは廃止してもいいかなと私は思ったんですけれど、現状のところに載っておりますような事情があり、まだ、申請中ということで、いろいろ問題がございますので、廃止するにはどうかと思っております。
- ○会長 具体的に、接道部の緑化というのはどういう事業を行うんですか。
- ○事務局 敷地内の道路沿いに生けがき等を植えていくという、よく、普通のお宅でもある工事ですけれども。
- ○会長 例えばもうちょっと後に出てくるような、生けがきに対する助成とか補助金とかありますよね。それとは少し、中身が違うんでしょうか。
- ○事務局 同じでございます。ただ、この大田黒公園の周辺の場合、地区計画をかけて、 今ある、ゆとりある環境を、将来にわたって受け継いでいこうということで、その一つと して、緑についても少しずつふやしていこうということで、進めてきた事業でございます。
 ○会長 所管の課は違うようなので、いろいろあるのかもしれませんけれども、後で見ま すと、生けがきの方も、額は非常に小さいですし、一体としてもうちょっとうまく進めて いただいた方が、恐らく区民からしてもわかりやすいかなという気はするんですけれども。
 ○委員 角川邸のこの修復を行うに当たって、事業内容の接道部緑化とか住宅等修景って、 これを使うということなんですか。最高50万円までしか使えなくて、国の助成というのが
- ○事務局 国の補助事業の中の別メニューになっておりまして、この民間の住宅が接道部 緑化を行うとか住宅等修景を行うというのとは全く別に、区がその建物を生かして何かし

半分だとすると、25万円って、そういうことなんですか。

ら活用していくために、また別の制度として、大枠は同じ制度ですが、細分化されたほかのメニューとして実施を考えております。

- ○委員 大分、国からもらえるお金というのは大きいものになるわけですか。
- ○事務局 17年度なんですけれども、同じように、別のところで用地の寄付をいただいて、 公園として整備するという事業があるんですけれども、それについても、この街なみ環境 整備事業の補助を受けて、国から半分、都から4分の1ですか、受けて、整備工事をすると いうのがございます。金額的には、事業費総額で6,000万円ぐらいです。
- ○政策経営部長 この生け垣、接道部緑化もそうなんですけども、これも随分長い間やっている補助事業でございまして。ただ、その現状といいますか、杉並区の宅地が細分化されてきているということの中で、なかなか進まないというのが実情でございます。いろいろモデル地区をつくったり、その中で促進区域をつくったり、やったんですけれども、正直言って、これは強制的にというわけにいきませんし、後々の管理だとか、それから、防犯の問題だとか、いろいろ課題もあります。何とか緑をふやそうということでやってきているんですけれども、正直言って、政策的に、緑については引き続き粘り強くやっていこうという政策的な判断から、この補助金については、執行率というか、なかなか使われにくい話ではあったとしても追求してきているというのが現状です。
- ○会長 現にむだに使われているとかいう話ではないので、利用したいときにあるという ことは重要だとは思うんですが。補助金のお話とは違ってくるんですけど、また別の側面 からもう少し緑をふやす、豊かにするという政策を進めるのであれば考えなきゃいけない という話になるのかなと思いますが。

何か、ほかにございますでしょうか。ないようでしたら、次に行きたいんですけど、よろしいでしょうか。

(なし)

- ○会長 それでは、個-16番、高齢者住宅整備費助成金の方をお願いします。
- ○事務局 高齢者住宅整備費助成金について説明。
- ○会長 ということですが、いかがでしょうか。

新規の事業は受け付けるわけではないということですので、既に受け付けたものについて打ち切るというのはなかなか難しいでしょうから、こういうことになろうかと思いますが。よろしいでしょうか。

(なし)

- ○会長 それでは、次、個-17番、お願いします。
- ○事務局 個-17番、民営自転車駐車場育成補助金について説明。
- ○会長 ありがとうございます。

これはいかがでしょうか。

○委員 駐輪場の建築費、運営費に、かなりお金がかかっていたというふうに思っているんですが、区が土地を購入して施設を整備して運営してかかる費用と、今回この補助金ですね、民営で駐輪場をつくる設置者に対する補助金ということで、比較すると1台当たりどんなふうな負担になるんでしょうか。何か負担が少なくて、実際に事業を行う人がいないんじゃないかというふうに思うんですけれど、その点はいかがですか。

○交通対策課長 交通対策課長でございます。

ご指摘の部分はかなりあろうかとは思いますが、ちなみにここ一、二年に整備したところの平均的な1台の区が整備したときのコストは、大体30万円前後、用地取得費から整備費を含めますと、その程度の金額はかかります。賃借でやった場合は、それよりはかなり低くなりますが、おおむねそういった事情がございます。

○委員 今の件で。1台当たり、土地購入も含めると30万円ぐらいかかるというお話ですけれど、ここで民営事業者、自転車駐車場ですか、をやる人に対しては、1台につき1.3万円ですか、または建築費の3分の1のいずれか低い額ですから、どういったって1万3,000円までしか出さないというお話なんですけれど、このお金を30万円に近づけようと。その方が、かえって区が整備するより得じゃないかという話はないんでしょうか。

○交通対策課長 はい。当然、そういったことも含めて、今後の課題としてこの補助制度 の支援のあり方というのは考えていかなくてはいけないのかなと。ただ、同様の制度を23 区と市部で持っておりますが、ほぼ同じような基準で補助がなされており、同様に、確か にどこの区市も実績が乏しいという状況がございます。

○会長 今の点に関連して、事務事業評価表の方の成果指標の1には区が直営でつくった場合と、民営でその補助金を出した場合の、どれぐらい差があるかというのを出しているようなんですが、これ、よくわかりにくいんですけれども、今のご質問と関連するんじゃないかなと思いますが。どのように計算されているんでしょうね。しかも、それがちょっと、13年度、15年度と16年度が大分差があるものですから。

○交通対策課長 15年度のところは、100台規模で167万9,000円と。16年度のところは150台規模で453万という形で、これは立地とか、台数が多くてもコストの面とか、そういっ

た関係で数字が違ってきているということです。区がやった場合と民営でやった場合の計算が、指標として出しているものです。

- ○会長 今現在助成しているのは、こちらの補助金審査表の方では補助金計算額ゼロには なっていますが、こちらの事務事業評価表で活動指標(1)で助成件数ですよね――そうか、 これは一応、実績はゼロになっているんですね。
- ○交通対策課長 ゼロです。
- ○会長 では、それはいいんです。ごめんなさい。ただ、その成果指標で、16年度が今の ご説明ですと、150だと453万。でも、13年度が173台で163万というのがちょっとよくわか らないところがあるんですね。具体的に何か、ここを駐輪場にするとか、想定されて、例 えばその地価の差とか、いろいろな条件があるのか。どういう計算をされているのか、ちょっとこれではよくわからないんですよね。
- ○交通対策課長 この事務事業評価表ではなかなかわかりづらいんですけれども、当然、 駐輪場の設置場所が、JR中央線か、京王線か、等の諸条件によって違っていると。15年 度の計画をしたところと16年度の計画をしたところでは、立地条件の差で数値の差が出て いるということです。
- ○会長 16年度は、結果的には実績はなかったようですけれども、そこではある程度、こういうところにつくるというような話があったわけですね。
- ○交通対策課長 そうです。想定される場所があったけれども、キャンセルされたという ことです。
- ○会長 一応、こういう形では計算されているということのようですが。

ほかに何かございますでしょうか。こればかりは、やはりそれなりの場所が必要なので、 仕組みとしてはつくっておいて、利用申請を待つということにはなろうかと思いますが。

- ○委員 実際に利用しようと思うようなところまで引き上げないと、補助金の制度をつくっておくだけということになってしまうんじゃないかなと。
- ○会長 あと、現実に放置自転車の問題、違法駐車の問題ですよね。駐輪の問題がどの程度深刻かということにもかかわってくるんだと思いますけれども、実際、こういう駐輪場ができた方が、より進めたいということであれば、ということになると思いますね。
- ○委員 これは、先ほどちょっとお話があったんですけれども、どの程度深刻かということで、その地区によって窮迫度というのが大分違うと思うんですけれども、その辺のところで、過去の経緯で、例えば重点地区とか、そういうようなところは、認識としてどうい

- うところが地区的に非常に深刻だと。そういうのはどういう感じなんでしょうか。
- ○交通対策課長 杉並区の場合は、基本的にはJRの駅周辺がやはり一番大変だという形になります。
- ○委員 JRですと、例えば高架になっていると思うんですが、その辺のところはもうJRとの協力関係で、高架線の下は使う余地がもう全然ないという状況なんでしょうか。
- ○交通対策課長 例えば、高円寺と阿佐ケ谷の間の高架下の部分に、今度、JRが400台 規模の駐輪場を、区との協議の結果つくるという形になっております。それ以外のところ につきましては、おおむねもう、高架下にはできていると。駅から遠い高架下はあいていますけど、駅に近い高架下は商店等が入っているということで、なかなか厳しい状況があるということです。
- ○会長 ほかにいかがでしょうか。
- ○委員 現実は、幾ら高架の下につくっても、遠いところですと、なかなか置かない。それで、駅の前に放置自転車がたくさんできるわけですから、この条件がありますよね。つくるのには一定の時間と適地であることが必要であるということなんですけれど、余り利用する人がキャンセルという形になってしまいますので、この補助金の制度としては維持してもいいんですけれども、もし設置の事例が出る場合には補正予算で対応できるように計上していった方がよいのではないかなという気がいたしますけど、どうなんでしょうね。実際、本当に置かないんですよ。遠くへつくっては意味がない。ですから、皆さん放置が多いんですけれどね。
- ○会長 一応、これ、200メートル以内ということなんですけれども。
- ○委員 そうですね。
- ○会長 現実的に、少しでも放置自転車を減らそうとすれば、30台じゃなくてもうちょっと少なくてもいいようにすることが考えられるのかどうかということもあるでしょうし。 あと、予算編成上のやや技術的なお話になるのかもしれませんが、使われなくてもある程度のお金をつけておかないといけないということもあるかもしれません。

これはこれで、かなり深刻な問題があるでしょうから、補助金としては必要なことかも しれませんが、実際に問題の解決につながるような仕組みとしてどう考えていくかという こともあろうかと思います。ほかに何かございますでしょうか。

- ○委員 民営自転車駐車場というのは、今、区内では何カ所ぐらいあるんですか。
- ○交通対策課長 鉄道事業者がやっているものも含めると10カ所以上、純粋な民営となり

ますと、2カ所程度でございます。

- ○委員 これは純粋の、民営駐車場のことですね。
- ○交通対策課長 はい、そうです。
- ○委員 そうしますと、14年度も15年度も、昨年度の16年度も、結局新しい新規の駐輪場は開設されていないんですか。
- ○交通対策課長 はい。1カ所だけ民営のものが、車のパーキングをやっているような専門業者で、阿佐ケ谷で1カ所だけつくったところがありますが、補助を受けたものはないということでございます。
- ○委員 それは30台に満たないという理由なんですか。
- ○交通対策課長 いえ、私どものところに相談に来た際に、あらかじめつくることが前提 になっておりましたので、わざわざ補助を出してしなくても、相手方が採算性を見込んだ 場所につくるということでしたので、あえて補助は執行しなかったということです。
- ○委員 もう一つよろしいですか。関東バスが通る大法寺前というところに地下駐輪場が あるんですが、あれは区のものですか。
- ○交通対策課長 はい。区の駐輪場です。
- ○委員 はい。ありがとうございました。あと、内容については、私は結構だと思いますが。
- ○委員 これは質問なんですけれども、事業内容のところで、管理費の補助で3年間というふうに書いてあるんですけれども、これは3年間たってまた見直しで継続するのか、3年間で終わっちゃうのか、これはどうなんでしょう。
- ○交通対策課長 3年間で終わるものでございます。
- ○会長 ただ、これ、ある程度5年以上継続するというのが前提であるのなら、やはり常時採算性がとれないのというような状況でもしあるならば、もっと期間を、例えば継続するというのも一つの考え方ではないかなと。やはり先ほどから、採算性がとれないからちょっとなかなか声が上がらないということであるならば、管理費などはどうなっているんですか。
- ○交通対策課長 採算性がとれないという表現が、ちょっと適当かどうかというのはある んですけれども、採算性はとれるとは思うんですが、より大きな採算性を得られるものの 競争に負けていると、こういうことだと思います。駐輪場にするよりも、車の駐車場にし たりその他の用途にした方が駅周辺の場合は収益性が上がるので、より大きな収益に流れ

ているということでございます。

○委員 経済学的に考えると、やっぱり収益性が高い方に流れるのは当然なので、もしそれを考えてもなお民間でやる必要があるならば、ある程度補助は上げざるを得ないのかなと。もし民間がだめなら、やっぱり区が独自でやるしかないというような判断だとは思うんですけど。もし民間でやるならば、そういうふうに誘導していかざるを得ないのであり、ほかのものよりも収益性が下がるのであるならば、それを埋め合わすだけのものを出す。それでもメリットがあるなら、民間に任せる、と。それで、もし民間がコストが高いのであれば、区が独自にやるという政策判断の仕方が妥当なのかなという気はしたんですけれども。

○交通対策課長 もう一つ、この補助制度の使い方としまして、店舗の付置義務というものがございます。これは新しく店舗ができた場合、必ず設置しなきゃいけない自転車の付置台数と、それにプラスアルファして、民営の、営業をする場合は、新規の戦いではありませんので、プラスアルファの部分でこの補助要綱が、現状であっても割とうまく機能する部分もあるのかなと。ただ、委員がおっしゃっているように、単純に駐輪場が全くない状態で競争した場合は、先ほど私申し上げたとおり、収益性が劣るということがあろうかと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 なかなか難しいところかもしれませんけれども、概要はご理解いただけたかと思います。

次、一通り、今回のこの個人の分を見ておきたいので、次に進ませていただきたいんで すが。個-18番をお願いします。

- ○事務局 私道排水設備助成金について説明。
- ○会長はいい。これはいかがでしょうか。

この排水というのは、下水じゃなくて、雨が降ったときにその水を流すというものだと いうことですね。

- ○維持課長 一般の生活排水も含みます。
- ○会長そうですか。どうぞ。
- ○委員 この事務事業評価の一番下のところを見ますと、「助成のあり方について検討した」ということが書かれているんですけれども、この辺は何か、検討する過程で現状から

変えようとか、そういうような意見というのは具体的に出てきたんでしょうか。

○維持課長 この検討と申しますのは、おおむね私道の舗装の方を主に検討してまいりました。なかなか、私道の場合に、今、100%、区が助成をやっているわけですけれども、もともとは地元の皆さんの財産であるということで、管理者意識がだんだん薄れてきておりまして、区道よりは耐久がだんだん短くなっている状況がございまして、一部、助成するに当たって、区民の方にも負担をいただきたいというような検討をしたところでございます。

○会長 先ほど、私、聞き落としたんですけれども、地元の方々の負担を導入することに 決めたということですね。

- ○維持課長 土木担当部の中で検討会を開きまして、やはり管理者意識が薄れているということで、受益者負担をいただくことで管理者意識を芽生えさせたいということで、ご提示をしたんですが、まだ、それについては、当面やらないということになってございます。 ○会長 導入すると、大体どれぐらいの負担となりますか。
- ○維持課長 私どものあり方検討会では、行きどまりでないものについては1割、行きど まりのものについては2割の導入を図ろうということで、検討させていただきました。
- ○会長 というような検討も進められているということも少しお含みおきいただいて、何かございますでしょうか。

もともと、私道ということですから、そういうようなことも必要もあろうかとも思いますが、そういうことを検討する必要もあろうかと思いますが。この点は、特によろしいでしょうか。

(なし)

- ○会長 それでは、次に行かせていただきたいと思いますが、個-19番、お願いします。
- ○事務局 個-19番、雨水浸透施設設置助成金について説明。
- ○会長 これはいかがでしょうか。いただいた資料に、ほかの区や市の事業状況がありますけれども、ちょっと私、これ、よくわからないところがありますが、浸透トレンチにしろ、浸透ますも、いろいろなタイプがあるようなんですけれども、これが区として何かこういう考え方のもとだとこういうタイプになって、そうしますとこれぐらいの事業単価になるというようなことがあるんでしょうか。
- ○建設課長 建設課長です。よろしくお願いいたします。

敷地面積によって、どのぐらいしみ込ませるという、量は決めるんですね。それをしみ

込ませるものをますでしみ込ませるのが浸透ますなんですね。それからあと、こういうトレンチというのは、管でしみ込ませるようになりますので、その敷地によって、お客様はどっちがいいのか選ぶのが、二つに分かれるんですね。トレンチ管と浸透ます。浸透ますの中でも、数をいっぱいつけて、小さいのを多くつけてやるのと、大きいので1個でのますという、それも敷地の形状なんかによって違いますので、そういうのが区としてある。杉並区としては三つの型を決めて、両方とも、トレンチも浸透ますも、大きさで三つの型ぐらいのやつで3種類と。ですから、ほかの区も多分同じような形で大きさを決めていますから、それによってちょっと単価がいろいろあるのかなと思ってございます。

○会長ということのようですけれども。これは何かございますでしょうか。

(なし)

- ○会長 特にございませんようでしたら、次に行かせていただきたいと。よろしいでしょうか。 では、次に、個-20番、お願いします。
- ○事務局 狭あい道路拡幅整備助成金について説明。
- ○会長はいいいかがでしょうか。

この事務事業評価の中の成果指標で、(1)が整備率となっているんですけれども、これは整備延長距離÷(42条2項道路総延長距離×2)で、ここで切れているんですね。つまり、整備しなければいけない道路のうち、実際に整備されたのがここまでだということですよね。その次に整備承諾率と書いてあるのは(2)の方のことですね。

- ○生活道路整備課長 そのとおりでございます。
- ○委員 よろしいでしょうか。これは、例えば成果を見るときに、例えば地域的にある程度ばらつきがあるんじゃないかと思うんですが、そのときに、例えば特に防火上の、危険度というのは地域によって大分あると思うんですが、その辺のところで、危険度が高いところは整備率が高いのか低いのかと、そういうような傾向性というのはどういう感じなんでしょうか。
- ○生活道路整備課長 地域特性の関連ですけれども、本区におきましては2項道路につきましては井草方面を除きまして、満遍なく杉並にはあるということでして。しかしながら、成果指標としてはエリア別には出せないわけなんですが、都心に近くなる高円寺地域だとか、そちらへ行きますと、密集度合いに応じて、2項道路の比率も高まるということでして、成果指標としまして、確認申請に基づきまして、全数、事前協議するように、条例で義務づけているんですね。それに対して、ご了解いただけるのがどの程度なのかというこ

とで指標をとっておりまして、現在、事業化した当時は40%台でスタートしたんですが、 今、80%台までいったということで、非常に区民の皆さんのご理解を得られているという ような状況でございます。

- ○会長 この整備で承諾したというのが、この整備助成金を使ったというのとは、必ずし も同じではないですか。整備に承諾するというのと、違いますよね。
- ○生活道路整備課長 はい。この表は、非常に見にくいんですが、私ども年度で切っている関係からして、すべてリンクしていないわけですが、少なくとも、ある物件が2ないし3年にわたるものもあるわけですけども、承諾したものはその2年なり3年の間に何らかの形で補助金を受けられると、こういう形でなりますので、便宜的に年度で切りませんと、エンドレスで毎日来ているものですから。ご指摘のとおりこの表が、傾向はこのとおりですけれども、きっちり分けられるというものではありません。
- ○会長 それから、この補助金として拡幅すれば当然門とか塀とかは、あと樹木とかいう のもある程度関連してくるんでしょうけれども、必ずしも隅切りはしなくてもいいような ところも当然あったりするので、いろいろ件数としては、物によっては樹木の移設もない かもしれませんけれども、違いが出てくると思うんですけど、そこら辺はどういうふうな ぐあいになっているんでしょう。
- ○生活道路整備課長 この指標の中からは、直接は隅切りという形では出しておりませんけれども、いわゆる延長距離ですか、年間、おおむね7.5キロ整備するという形です。

それと、ここにはあらわれておりませんけれども、公道と公道が交わると隅切り奨励金というのがあるわけですが、16年度につきましては31カ所、15年度は67カ所ということで、この発生率によりまして、補助金の額がかなり左右されるという状況がございます。

○会長 こういう、隅切りの対象になるところに関して言いますと、この67件とか31件というのはどのぐらいの比率なんでしょう。というのはわかるでしょうか。

いや、余り細かいところにこだわってもしょうがないんですけど、交通安全とかいろい ろな面から考えると、かなり、どれだけ進められているかというのが重要かなと思うんで すが。

- ○生活道路整備課長 現状では、公道が交わるところにつきましては、大方という形でご 理解いただいているという現状で。ちょっと正確には把握しておりませんが。
- ○会長わかりました。
- ○委員 では、ちょっと事例で言いますけれど、私ごとですけど、平成5年に家を建て直

しまして、公道ですので中心にして2メートル、4メートル幅ですね、それでうちは隅切りをいたしました。土地は狭くなりましたけれども、防災の意味で協力してやっておりますが、次々と家が建ってきますと、建たない家もありますよね。そうすると、何か新宿の方を見て、将来は真っすぐな道をつくるのかなと思うんですが、みんな、でこぼこ、でこぼこになっていますね。それから、昔から、両方に電柱が立っていますね。あれも大変な問題で、地下に入るのかなと思って、いろいろと、現実に生活してみますと感じます。

○生活道路整備課長 ご指摘のとおり、そういう状況もありまして、現在、電柱の移設に つきましても、きちっとセットバックしたところに移設するという状況で、現在は取り組 んでいます。

また、わずかに段ができるといいますが、道路は直線のように見えますけれども、そこにポイントを幾つかとるによりまして、わずかに施工上の関係でずれることは、これ、ちょっと避けられないということで、極力それをなくすように、今取り組んでいるところです。

○会長 はい。

特に、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

- ○会長 それでは、次に、個-21番をお願いします。
- ○事務局 浄化槽清掃経費助成金について説明。
- ○会長 ありがとうございます。

この8,500円、1件という補助金なんですが、下水道がなかなか導入しにくい地域だということらしいのですが、この理由というところにも書いてありますが、非常に少額であるということで、将来的な廃止も含めて協議という方向性も打ち出されていますが、この点に関しましてはいかがでしょうか。

- ○委員 この区域はどの辺なんですか。
- ○清掃管理課長 清掃管理課長ですが、若干、町丁目ということで言いますと、何丁目何番何号という、何番という街区単位で6ブロックほど残されています。区内全域で少しずつあります。例えば、和泉一丁目の8番、9番とか、大宮二丁目の25番という街区とか、上井草四丁目の27番とか、区内全体で6ブロックございます。
- ○委員 6ブロック。
- ○委員 この事務事業評価表を見ると、76件と書いてありますけれど、76あるということ

ですか、浄化槽が。それで、そのうち1件だけ補助しているという意味ですか。

○清掃管理課長 廃止と増加との差し引きで16年度末で78基になります。浄化槽につきましては、未普及地域以外にもなかなか廃止できないで、例えば地主さん、建主さんが建て直しをしてくれない、地主さんが接続同意をしてくれない等で、改善できないでいるということで、浄化槽自体はもう少し、普及地域においても残っております。

ちょうどその未普及地域において浄化槽があるということが補助金の条件になっている ということで、つなぎたくても本人の努力ではつなぐことができないということで、補助 金を出しているということでございます。

- ○会長 すみません。未普及地域自体は、町丁目で言うと幾つか分かれているけれども、 1カ所という。ではないんですか、幾つかの箇所があるということですか。
- ○清掃管理課長 はい。6カ所あるということです。
- 〇会長 そうですか。そのうちの1カ所のみに補助金を出しているわけですね、結果としては。
- ○清掃管理課長 そうですね。
- ○会長 ほかのところは補助金を受けないというのは、どういうことなんでしょう。
- ○清掃管理課長 普及地域で浄化槽を持っているところもございますけれども、それは金 銭的な努力とか、いろいろなことが問題がございましょうけれども、下水道につないで流 そうと思えば流せる地域だということで、補助金の対象にはしていないということです。
- ○会長 すみません。未普及の地域は1カ所でいいんですか。
- ○清掃管理課長 未普及地域の中で、そこで浄化槽を持っていて、補助金申請をしてくる のが1件ということでございます。
- ○会長なるほど。ということですから。
- ○委員 よくわからないんですけど、未普及地域で浄化槽を持たなくて住んでいる人がいるという意味ですか。
- ○清掃管理課長 まだ、76個ほどがし尿のくみ取りを行っている。直接くみ取っているものもございます。
- ○会長 し尿を直接くみ取っているところに対する助成金とかというのは、それはもう、 区がやる仕事となっているんですか。
- ○清掃管理課長 これも12年に東京都から、区の仕事になっております。当時の、つなぎ たくてもできないということの不公平であるという考え方のもとに、し尿のくみ取りは無

料でございます。

○会長 それとのバランスも考えてということなんですね、この補助金というのは。実際、この補助金は、これは8,500円ですけれども、相当額となっていますので、大体これで賄えているぐらいの額がかかっているということなんでしょうか。コストとしては。

○清掃管理課長 そのほか、付随の清掃等いろいろやって、もうちょい、大体出しているようでございますけれども。大体、一番主要な部分は賄えているという単位、金額だと思っております。

○会長 はい。非常に難しいんですけれども、こういう少額のが残っていて、それだけで 事務の人も充てなければいけないということにもなりますけれども。

これは当事者との関係というのもございますでしょうから、いろいろ、ここに理由に書いてあるように、廃止も含めて、内部での協議もございましょうし、お考えいただくということになろうかと思います。

何かございますか。

○委員 これ、ちょっとほかの区の助成金を見ていますと、例えば渋谷区だと水便助成というのがあるんですけれども、要するに全額補助して直してもらおうというようなことを やっているんですけれども、これは杉並区の方ではどうなんでしょう。

○清掃管理課長 そのあたり、確かに施策判断で、そういった方が将来の負担を減らすということで、あり得るのかなというふうに思っています。杉並区でも、杉並区のごみ、清掃事業全体の方針の中で、この辺については単価が高くなってきているじゃないかと。先ほど言ったし尿の処理も含めてですね。場合によってはそういう手法等も含めて、全体的なコストをいかに下げるかということは、今後の課題として掲げてございます。

○会長 実際にそのコスト計算をしていただくということが必要ですね。それをもとに考えないと、このように少額ですから、これで出していった方が安く済むという考え方もあるかもしれませんし、あるいは、長期的に考えると、思い切って、いろいろな工事等含めてやっていくという方がいいのかもしれませんし。そういう、ちょっとデータをご用意いただかなければいけないところかなというふうに思います。

それでは、次、個-22番に行かせていただきたいと思います。お願いします。

- ○事務局 生けがき協定補助金について説明。
- ○会長 いかがでしょう、これは。
- ○委員 私は、最初は生けがきの補助ということについては、例えば庭師が入って、トリ

ミングするのは区がやると思っていたんですね。そうでなくて、メートルで250円ずつ毎年補助するという形なんですね。庭師が入ると、トリミングするのに費用が相当かかりますけれども、私はそれを区の方がやっているかと思って、授業中なんかも学生にはそういう話をしたことがあるんですけど。

- 〇緑化担当課長 緑化担当でございますけども、一応、生けがき協定補助金につきましては、お金を支給するということで、実際、区の方で刈り込みをしたりとか、そういったことはやっておりません。
- ○委員 5万7,000円の決算額ということですけれど、協定締結者17件ということで、3年分まとめて交付ということですから、5万7,000円を例えば17で割って3倍したぐらい、これが1件当たりの助成額という。
- ○緑化担当課長 平成12年度から始まった制度なんですけど、累計といいましょうか、すべての協定数で17件です。それで、助成総額5万7,000円というのは、平成12年度に3件、協定を結んでおりまして、その3件分の金額でございます。
- ○委員 そうすると、1人当たり2万円弱ということなんですね。
- ○緑化担当課長 そうですね。それで、これ、年度によって、例えば平成13年度4件とか、 平成16年度8件とかいうような協定数がございますので、やっぱりそれが3年目ごとに補助 金として出していくというようなことに、今現在、なっております。
- ○会長 この生けがき協定をした締結者、3年分もらうわけですけれども、その実績報告書とか、補助金などを出せばそれに対してそういうものを提出してもらうというような手続をしている形になっているんでしょうか、これに関しても。
- ○緑化担当課長 一応、現地を確認するというようなことで、引き続き良好な維持管理がされているかというような確認は、しております。ただ、これは今検討中なんですけども、そういった意味では3年に一度という補助金の方法が非常に制度をわかりにくくしているというようなこともありますし、実際、生けがきの維持管理費ということで、メートル当たり250円出しておりますけれども、実はもっとかかるんじゃないかなというようなこともございまして、今、保護生けがきの制度との統合といいましょうか、そういったことを視野に入れて、制度の改革を考えていきたいというふうに考えております。

ちなみに、保護生けがきの方の助成金は、生けがきの場合はメートル当たり600円ということになっております。

○委員 事務事業評価表で見ますと、区の職員の人件費ですか、これが0.22から0.32とい

うことですか、それだけで200万を超えたり、200万弱の費用がかかっているというふうに書いてありますので、それに対する補助金の割合が非常に少ないということで、何かちょっと、そもそも補助金が動機づけになっているのかということと、補助金を支出するためにこれだけの管理費をかける必要があるのかということで、若干疑問があるなというふうに思うんですけれど。

○会長 今、所管の方からのご説明もありましたけれども、次の保護樹木の方との統合についてもご検討されているということなので、やはり今、委員が言われたように、非常に、実際に支給する補助金に比べて何十倍もという形で人件費をかけているという形になっており、そういった方向での見直しということも考えていただいた方がいいのかなと思われますが、関連しまして、23番の方もご説明をお願いできますでしょうか。

- ○事務局 23番の保護樹木等補助金について説明。
- ○会長 いかがでしょうか。
- ○委員 この保護樹木の中に生けがきがありますけれども、例えば一般にいう防砂林であるとか防風林だとか、そういう丈の高い木に対してですか、これは。やっぱり、生けがきと言うからには、私は低いものとばかり思っていましたけれども。
- ○緑化担当課長 一応、この保護樹木の制度は三つのタイプがございまして、いわゆる幹周りが120センチの独立木が保護樹木。保護樹林というのが、例えば、樹林地の面積が300平方米以上とか、屋敷林の場合は500平方米とか、基準があるんですけれども、そういった樹林地・屋敷林の中に高木が30本以上あるものというものが保護樹林。それからもう一つ、道に面して、長さが30メートル以上の、景観的に非常に美しい生けがき、これを保護生けがきということで指定してございます。

保護生けがきにつきましては、高さとかそういった基準は、特にございません。防風林 になるとか、そういったような基準もございません。

- ○委員 そうですか。
- ○会長 ということですが、いかがでしょうか。

関連すると言えば、その次の24番も接道部緑化助成金で、これも生けがきのですね。ちょっとこれもお願いできますか。

- ○事務局 接道部緑化助成金について説明。
- ○会長 実際、こういう補助金があることによって緑化を進めている、生けがきをつくっているというのはどれぐらいだとかいうのは把握できるんでしょうかね。特に大きな木を

残さなきゃいけない、保護樹林とか保護樹木とかいうのは、それはそれでまたちょっと違うのかもしれませんが、生けがきをつくるとか、個人の家庭でやる場合は、やるけれどもこの補助金ももらえるという感覚なのか、この補助金が出ているからこそ緑化を進めようというのか、なかなかこれ、難しいところだとは思うんですけれども。何かそこら辺に関する感触なりなんなりというのはございますでしょうか。

○緑化担当課長 やっぱり助成事業ですので、助成することによって生けがき化が促進される、促進が図られる、そういった効果は十分にあると考えております。また、杉並区の場合は、建築計画に伴う緑化計画の届け出をお願いしておりまして、そういった中で三つ、基準というかお願い事をしておりまして、その中に接道部緑化をお願いしますというような条件をつけておりまして、そういったところから、かかわりのある方にはPRをして、活用していただくというようなこともしております。

- ○会長 何かございますでしょうか。
- ○委員 今、会長さんの言われたことは大事なことだと思うんですけれど、実際に緑を残すとか育成するとかという行為の中で補助金が果たしている役割というのを、アンケートとかそういうもので実際に調査されたことというのはあるんでしょうか。要するにこの補助金があるから残しているとか、そういった意味で。
- ○緑化担当課長 この助成に関してのアンケート調査は、やったことがございません。
- 〇会長 やはりこういう都心部ですから、どうしても緑が少ないので、少しでもふやす努力としてこういう助成金制度をつくっていると思うんですが、本来であれば、こういうものがなくても自分たちでふやそうという意識を根づかせるような事業もまた別途必要なのかなとは思いますが、ここではこういうふうに、まず身近な生けがき等を助成する形で、少しでもというところから手をつけているということになると思いますが、より、補助金として出していく以上、これがなくてもある程度進んでいるんだとかいうことではいけませんし、出す以上、それ以上に、当初以上のものが出てくるとか、本当に、先ほどお聞きしたところは一応チェックしておられるようですけれども、私は全然別のところでですけれども、一応、報告書などで1年後ぐらいで写真を撮ったりしたものを見たんですけれども、人によってはきちんとした生けがきをつくっているものと、まあ、何となくお金だけもらって、ちょちょっとつくっているものと、いろいろ差があったりすると。そこら辺は質という点も入ってくるでしょうし、きちんとした助成目的に沿って使われているのかということをきちんととらえていかなきゃいけないのかなというふうにも思います。

○委員 実際に私のところでベランダ緑化でお金をいただいたんですけれど、それはそういう制度があると知らなくて、実際には工事業者が途中から、こういった制度があるけれどどうしますかと言われて、実際にいただいたんですけれど、それは残念ながら動機づけにならなくて、果たして意味のあるお金だったのかなと。もらっておきながらこんなこと言っては申しわけないんですけれど、そういうふうに思っているものですから。助成金が果たす役割というのをどうとらえるべきかなというふうに思いまして、ちょっとお伺いしたんです。

○会長 そこは、非常に難しいところですよね。そういった点をどのように考えていくか、 アンケートなりなんなりで聞き出すというのもなかなか難しいのかもしれませんけれども、 少し所管の方でもお考えいただくということをお願いしたいと思います。

同じ緑化ということで言えば、次の個-25番もございます。趣旨としては同じような形になろうかと思いますが、これもお願いします。

- ○事務局 個-25、屋上・壁面緑化助成金について説明。
- ○会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。
- ○委員 この壁面緑化というのは、例えばアイビーをはわせるとか。どういうことなのか、 具体的によくわからないんですけれど。
- ○緑化担当課長 一応、建物の上の緑化ということで、屋上と壁面というのがございます。 壁面緑化のイメージとしましては、建物につる性植物をはわせるわけですけど、直接はわせるとやっぱり建物が傷んだりしますので、補助ネットみたいなのをかけて、それにはわせるというようなイメージでございまして。実際に、この壁面緑化につきましては実績がございません。なかなか要望が出てこないというのが現実です。
- ○委員 屋上緑化の規模といいますか、例えば何平米ぐらいのところにどういうものを植 えた場合には補助の対象になるというふうな規定がございますか。
- ○緑化担当課長 一応、屋上緑化につきましては、建物の屋上に、3平方メートル以上の緑化区画、木を植栽する場所を設けた場合、対象になります。3平方メートル以上ですね。それで、屋上緑化の内容といいましょうか、技術、方法により、値段はさまざまでございますので、一概にどれぐらいというのはなかなか言いにくいんですけど、高い工法もあれば、安い、芝生だけを張るとかそういった方法もあれば、屋上庭園みたいに中木、高木を植えたりするような屋上緑化もありますので、いろんな、さまざまな緑化手法があって、皆さんいろんなタイプでされているようです。

- ○委員 そうしますと、区の方から職員の方が現地へ赴かれて、そして、それを一応見た 上で決定するという形でございますか。
- ○緑化担当課長 ええ。確認しております。
- ○委員 はい。
- ○会長 いかがでしょうか。

随分とこれは、やっぱり実績でばらつきが出るということなんですね。やはりこれは、 共同住宅みたいなのがぼんと建つと、そこで一気に申請が出てくるとかいうことなんでしょうかね。

- ○緑化担当課長 杉並の場合は、個人が多いですね。都心のいわゆる大型マンションとか 大型建物、そういうようなところは区内には余りなくて、むしろ個人のお宅の屋上緑化が 実際は多いところです。
- ○会長はい、わかりました。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

- ○会長 では、次は個-26番をお願いします。
- ○事務局 住宅用太陽光発電システム機器設置費補助金について説明。
- ○会長 はい。19年度末で廃止という方向が決まっているようですけれども、これについてはご意見いかがでしょうか。

これ、平成15年度から5年間の集中的な取り組み期間としてサンセットでやってこられたわけですけれども、50件ほど設置者がいるということですが、これに関しては、当初の予定といいますか計画から見て例えばどうだったかというご判断は、所管の方ではございますでしょうか。

- ○環境課長 当初、15年度30件、16年度40件ということで、徐々に数はふやしているんですけれども、実際にこれについての関心というのはかなり高いということで、多分、需要としてはもっと数があるのかなというふうに考えてございます。実際、当初目的としていたところはクリアしているのかなというふうに考えてございます。
- ○会長 はい。ということですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○会長では、ないようでしたら、最後、個-27番をお願いいたします。

○事務局 個-27番、低公害車導入促進補助金、粒子状物質減少装置装着補助金の説明。 ○会長 ありがとうございます。これに関してはいかがでしょうか。

ちょっと私の方で気になったのとしては、資料をいただいていまして、「杉並区低公害車導入促進補助金制度」と書いてある、色のついた資料で、これに申し込むに当たって、申請のときに必要なものとして、東京都に提出した補助金交付申請書の写しとありますが、都の補助金とこの杉並区の補助金というのは、補助対象といいますか補助事業そのものは違いがあってということでよろしいんでしょうか。ここ、この補助金審査表や事務事業評価表では、補助割合は区の方は100%ということになっておりますが、別事業で、都の方に係る補助事業で対象となっているものに対して、別にこの部分については区から補助するという考え方でよろしいのかどうかということを、ちょっと確認させていただきたいんですが。

- ○環境課長 基本的には都の補助が条件になっていますので、都の条件に対して上乗せと いう考えでございます。
- ○会長 上乗せという意味。
- ○環境課長 これ、8都県市のディーゼル規制等がございますので、それを促進しようということで、かなり短期的にこういった取り組みをしているというものでございます。
- ○会長 補助金の対象としては同じ、都が補助しているものと同じ対象のものに上乗せするという形になるわけですね。
- ○環境課長 基本的には同じでございます。
- ○会長 それをここでは都との協調補助というような言い方をしているということですか。 ○環境課長 はい。
- ○会長 わかりました。

いかがでしょうか。今年度末で廃止ということになっておりますけれども、これはこう した低公害車や低公害装置を導入する事業者の割合からすると、どうだったんでしょうか。 実際、予算額よりは執行額は少ないような気がするんですけれども。

○環境課長 基本的には東京都の補助金だけを受ける方もいらっしゃいますので、ちょっと正確な数は把握できていないんですけれども、8都県市で想定している数、2万1,000台近くあるんですけれども、ほぼそれがカバーできているんじゃないかという、東京都の方からの情報は得ております。

○会長はい、わかりました。

では、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

- ○委員 さっきのご説明の中、最後の方で、今後の方針として廃止・統合というふうに言っておられたと思うんですが、例えば統合する候補って、何かあるんでしょうか。
- ○事務局 失礼しました。チェックの区分として、整理・統合という欄がありまして、 そこで整理という意味合いで申し上げたものでございます。
- ○会長 よろしいでしょうか。

ちょっと予定の時間が、2時間でやるとすれば少し過ぎているんですけれども、個人に 対する補助金は一通り、前回、今回と見てきたんですが、通しまして何か皆さんの方でお 気づきになられた点、あるいはご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○委員 いいですか。22と24ですか、25、これ、一本化してわかりやすくすべきではないかなと、余り複雑なものですから。と思っておりますけれど、どうでしょうか。名前を申し上げると、総合緑化助成制度というようなものをつくって一本化した方が、わかりやすいんではないかなと、私は思ったんですけれど、いかがでしょうか。

○会長 そうですね。資料としていただいている、まちの緑を育て、つくり、守るために とありますが、何となくメニューとして、こういう場合はこういうケースというふうに、 うまく選びやすいような書き方にして、補助金の事業としても一本化された方がわかりや すいのかなということですね。というようなご意見もあるということで、ほかに何かお気 づきの点はございますでしょうか。

個人といいましても非常にいろいろなものがあって、個人のいろいろな生活・活動を補助するというものもありますし、最後の方、今の生けがきとか、緑化関係であるとか、あるいはもう廃止することが決まっているものですけども、太陽光発電のものであるとか、そういったものは、場合によっては個人の資産にもつながってくるような補助金でもあるので、やはり区としての施策を進めていく上で必要であるとすれば、それに対して先ほどの動機づけに本当になっているのかどうかというチェックは、やはり問われてくるということになろうかと思いますので、その点はきちんと確認しておきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。一わたり、個人に対する補助金は見てきたわけですが、これをなかなか個別の審査ということになると、まだ難しいかなというところもあるかもしれません。この次に、次回からは団体に対する補助金も見ていくことになりますが、そちらも進めながら、少し、どういう形で進めていくかをもう少し考えさせていただいた方がよろしいかなとも思っております。

ということで、今後のスケジュールにつきまして、事務局の方からお願いできますでしょうか。

- ○財政課長 今後のスケジュールの確認。
- ○会長 よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 ほかに事務局から、特にお知らせとか、よろしいでしょうか。予定を少しオーバーしてしまいまして、司会の不手際で大変申しわけありませんが、それではまた、次回以降も。

この次は何件くらいやるんですかね。かなり詳細になっていますが、いろいろな資料を 見ていただかなきゃいけなくて、ご負担になろうかと思いますが、ぜひよろしくお願いし ます。また、事前にお送りいただけるということになろうかと思いますので。では、次回 もまたよろしくお願いします。

きょうは、どうも、お忙しい中、ありがとうございました。